

# 私たち こんな活動しています!

## ● 憲法問題検討委員会

【委員長】 福山 洋子 (50期)  
Fukuyama Yoko



### 1. 憲法問題検討委員会について

当委員会は、平成17年(2005年)に発足しました。

日本国憲法の基本三原則に基づき、憲法改正に関する問題を含め、憲法を巡る諸問題について、調査・研究・提案その他の活動を行うとともに、市民・学生の皆さんに憲法の理念を広める取り組みを目的とした委員会です。

現在、50名の委員・幹事が所属し、大学(名誉)教授、元内閣法制局長官というご経歴の委員もおられ、ご指導いただく機会も多いです。

活動のひとつは、憲法問題関連の会長声明や意見書等の作成です。最近では、「国葬」に反対する会長声明、「反撃能力」の保有に反対する会長声明、「日本学術会議」の政府方針に反対する会長声明、また重要土地規制法についての意見書、岡口基一判事の弾劾訴追に関する意見書、緊急事態における国会議員任期延長に反対する意見書等の作成も行いました。

また、学習会やシンポジウムの開催に加え、憲法の理念を広め、直面する問題をわかりやすく直接市民に伝えるために、憲法を知る「知憲活動」を行っています。

知憲活動の中から、3つご紹介します。

### 2. 弁護士憲法教室

申込みをいただいた中学校・高校に赴き、日本国憲法の重要性や理念をわかりやすく伝える憲法授業を行っています。授業内容は、学校側のご要望に合わせて、わかりやすいものにするよう腐心し、担当講師同士で毎回議論を重ねています。大谷翔平選手にあやかった「憲法曼荼羅チャート」(!)

という教材を考案した委員もいます。実施したほとんどの学校からは好評をいただいております、継続して毎年ご依頼をいただく学校も増えています。

### 3. 憲法クイズラリー

憲法がテーマのクイズ10問を解きながら、年代を問わず、市民の皆さんに楽しく憲法を学んでいただく年3回の企画です。憲法施行70年の2017年から続く人気企画であり、小中高生の参加も多く、夏・冬・春の休みに合わせた日程を組んでいます。

新型コロナウイルス感染拡大前は、実際に弁護士会館に集合して、刑事裁判の傍聴もしていました。

感染拡大後はオンラインで開催しており、東京以外の地方からの参加者も増えました。

毎回、全国から50人前後が参加し、クイズの答え合わせと弁護士による解説で、憲法を学ぶことができた、勉強になったという声を多くいただいています。



憲法クイズラリーの様子

### 4. 街頭宣伝

2015年に憲法違反の安保法制が成立し、立憲主義が脅かされる事態となっています。

日弁連及び全国全ての単位会から反対の意見表



街頭宣伝の様子

明が出されたことに基づき、当委員会では、安保法制の廃止と立憲主義の回復を求めて、日弁連、関弁連、東弁、一弁と共催し、2016年以降は毎月、有楽町の駅頭で街頭宣伝を行っています。

毎回、各会から役員・憲法委員の皆さんにご参加いただき、SNSでの拡散・情報発信にも努めています。このような取り組みが評価され、当委員会は、2019年度関東弁護士会連合会賞を受賞しました。

## 5. 最後に

以上が、当委員会の主な活動です。法律家として、立憲主義の回復を求め、日本国憲法の理念を広める活動に、是非一緒に取り組みませんか。

## 若手からのコメント

### (1) 國本大貴弁護士 (71期・副委員長)

現在、安保法制や緊急事態条項の創設の企図等、憲法や立憲主義が軽んじられ、市民の自由が脅かされる憂慮すべき事態に陥っています。その一方、憲法問題に対する市民の関心や問題意識は、あまり高くありません。そのような中、法の支配を担うべき私たち法律家にできることは、私たちの基本的人権や個人の尊厳を守ってくれる大切な存在である、日本国憲法の理念を、偏見や先入観なく、わかりやすく伝えることだと思います。

当委員会では、前述のように、市民の皆さんに憲法の理念の理解を深めていただくための知憲活動を非常に精力的に行っています。委員会としての活動も活発です。毎月の全体会では、アカデミックな議論をすることがあり、知的好奇心をくすぐられるようなことも多いです。知憲活動に主体的に携わっている若手の弁護士も多く、多様な立場の委員が集うとても楽しい委員会だと思います。ぜひ一度、当委員会にご参加ください!

### (2) 永井久楽太弁護士 (73期・委員)

皆さんは、普段の業務で憲法問題について、相

談を受けたり、事件を受任したりするということはどうですか。私も含めて多くの方はないと思います。憲法について一番考えたのは、案外、ロースクールや予備試験での学習時だったのではないのでしょうか。

憲法12条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」と規定しています。

この国民の不断の努力を、法の専門家である弁護士が支えるということが本来は重要なはずですが、しかし、実際には普段の業務の中で憲法問題に触れる機会はほぼないわけです。普段触れない法は憲法といえども徐々に忘れていってしましますね。

当委員会は、若手3名からのコメントにもあるとおり、憲法を市民や子どもたちに広げる活動、意見書作成等、普段の業務ではなかなか扱えない憲法の問題を真正面から扱えます。

そのうえ、若手も積極的に様々な活動に参加できます。非常に魅力が多い委員会ですので、是非参加してみてください!

### (3) 久道瑛未弁護士 (74期・委員)

憲法が蔑ろにされた社会では、法治主義も人権擁護も成り立ちません。私は、弁護士が法律のプロである以上、憲法の価値を守り、実現していく活動に関わり続けたいと考えてきましたが、当委員会にはその環境が整っています。

当委員会ではその時々憲法問題について、その憲法適合性を検討し意見書等を作成します。学者や他会の弁護士を招いての研修など、知識のアップデートも欠かしません。

憲法教室等の、わかりやすく憲法の価値を伝える営みは、子どもたちとの交流もでき、刺激になります。

憲法が骨抜きにならないよう、違憲なものは違憲だと声を上げ続けることはまさに、弁護士法1条の人権擁護と社会正義の実現のための基盤といえる活動であり、「政治的」という枠組みを超えた普遍的なものであると考えています。

若手も少なくはないですが、是非もっと多くの方と一緒にできたら幸いです。一部の活動だけ参加する委員も沢山いますのでお気軽にご参加ください!

